

令和5年1月23日

さいたま市長  
清水 勇人 様

一般社団法人 さいたま市私立保育園協会  
会長 大野 智子

## 令和5年度さいたま市保育予算及び保育行政に関する要望事項

日頃より、さいたま市私立保育園協会に対して格別のご指導並びにご鞭撻を賜り、厚く感謝申し上げます。また、子育て支援施策並びに保育事業の充実向上に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する状況下の中、感染拡大防止の施策とともに新しい生活様式への対応も求められ、保育現場において緊張感が続く日々が常態化しております。

現在の保育現場は職員の献身的な取り組みに支えられ、日々を何とか乗り越えている現状があるのも事実です。特に近年では様々な保育ニーズも増え、障がい児に対する関わりや医療的ケア児への今後の対応・検討・研究はもちろんのこと、子ども達の体調管理やアレルギー対応等、保育士が抱える課題も依然として残っております。加えて業務量の多さなど構造的な負担がある中で、多くの職員が肉体的にも精神的にも疲弊が増してきている実感が強くあります。利用者並びにそれを取り巻くさいたま市に住む人々に対して安心で豊かな場所づくりの実現に向け、さいたま市で働きたいと思える環境を独自に整備し、多様な人材を確保していくことが必要だと考えています。

認可保育園の置かれている現状は大変厳しい状況をご理解いただき、保育の質の改善につながる要望についてご理解願うと共に、さいたま市私立保育園協会として以下に令和5年度の保育予算に関する要望事項を取りまとめましたので、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、各項目のご回答については、文章で頂きますようお願い申し上げます。

### 令和5年度に向けた最重点要望項目

#### 一、コロナ禍における処遇の堅持・改善 現行制度の拡充・運営人員に係わる拡充

##### 一、借地料の補助

##### 借地に対する補助の創出

##### 一、看護師配置

#### 多様な保育ニーズに対応する保育処遇の改善

# 令和5年度のさいたま市保育予算及び保育行政に関する要望書

一般社団法人 さいたま市私立保育園協会

## 項 目

### ■子どもの権利保障に関する事項

- ・子どもの権利を保障するための豊かな環境作りを進めて下さい。

### ■待機児解消に関する事項

- ・待機児解消に向けては、全国的な状況も鑑みて、今後の少子化の状況、既存保育所とのバランスを注視し、質の確保に重点を置き、適正な質と量を維持するよう努めて下さい。

### ■保育士の処遇改善に関する事項

- ・現行制度における、職員雇用対策補助事業並びに職員処遇改善費補助事業の増額を検討して下さい。
- ・公私間の給与等の処遇格差を是正して下さい。
- ・保育士確保に関する具体的・効果的な支援策を実行し、人員配置数の堅持並びに更なる改善、人手不足の改善をして下さい。
- ・安全・安心な保育環境の充実を図るためにも保育業務の省力化を進めるための必要な措置を講じて下さい。
- ・コロナ禍の影響により既存保育所の定員割れが加速しています。今後の少子化も鑑み、保育所の配置に対応するためにも乳児途中入所促進事業の復活や柔軟な運営体制の構築ができるよう検討を求めます。

### ■借地料に関する事項

- ・借地を利用した保育所の賃借料について、検討を進めて下さい。

### ■保育の質の向上に関する事項

- ・施設面積や保育士の人数等、さいたま市独自の基準を堅持し、更なる質の向上の検討を進めて下さい。
- ・看護師雇用について助成して下さい。
- ・栄養士1人を常勤雇用し、アレルギー児への対応や、栄養・給食業務を充実させ、安心で安全な給食が子どもたちに提供できるよう、補助金を増額して下さい。
- ・障がい児保育の加配認定について、事前の面談、入所後の加配認定方法等、受入が更に進められるよう柔軟な基準策定を検討して下さい。
- ・学識経験者、専門知識や資格を持った方が協働的に保育を支援する体制づくりができるよう検討してください。
- ・研修事業に関する代替職員を確保する為の措置を講じて下さい。
- ・さいたま市私立保育園協会に関する研修補助費を増額して下さい。

### ■保育行政に関する事項

- ・新たな制度創設や保育制度の改正などに対しましては、施設へ分かりやすい丁寧な行政説明をして下さい。
- ・様々なニーズの変化に伴い、保育所の量的・質的变化が求められています。幼保連携型認定こども園・保育所が他認定こども園への移行を柔軟に検討できるよう検討を進めて下さい。

### ■その他

- ・幼児教育の無償化に伴う副食費の徴収事務軽減策について、検討を進めてください。

### ■子どもの権利保障に関する事項

- ・子どもの権利を保障するための豊かな環境作りを進めて下さい。

平成 28 年に児童福祉法の改正の中で児童の権利に関する条約について明文化される中、さまざまな施策が進み、子どもの権利に関しての考え方の重要性は高まっています。同時に、近年では市内外において痛ましい虐待に伴う事件・事故も多く市民の目にさらされるようになり、さいたま市としてもこの問題に声を上げる必要性が高まっていると考えられます。子どもの権利に関する条例の制定、市民への周知、専門家の育成、有効な監視機関の設置、子どもの遊び場の確保、虐待や貧困問題への取り組みの強化、そして保護者の育児支援・相談対応など、子ども家庭福祉施策として子どもや保護者の声に耳を傾けながら、権利を守り生存と発達を保障するために必要な措置を講じて下さい。

### ■待機児解消に関する事項

- ・待機児解消に向けては、全国的な状況も鑑みて、今後の少子化の状況、既存保育所とのバランスを注視し、質の確保に重点を置き、適正な質と量を維持するよう努めて下さい。

コロナ禍の状況下、定員充足することのできない園がでてきています。一方地域によっては、人口流入が予測され、保育所ニーズが高まる地域がある事も事実です。既存保育所とのバランスを注視し、園庭や園舎の面積基準、保育士資格者の全員配置など、保育の質が確保された状態を維持し、認可保育園を適正に整備することを求めます。既存保育所の定員変更なども柔軟に認め、子どもに対する処遇が改善できることを検討するなど、既存園の保育士不足に対する対応と合わせて、徹底することを求めます。

### ■保育士の処遇改善に関する事項

- ・現行制度における、職員雇用対策補助事業並びに職員処遇改善費補助事業の増額を検討して下さい。

保育士不足が叫ばれる中、他県他市においては、様々な施策をもって保育士処遇の向上に取り組まれています。さいたま市においても職員雇用対策補助事業や職員処遇改善費補助事業の増額にて対応して頂いていますが、十分と言えない状況です。保育士の処遇に対する考え方は近年高まりを見せており、さいたま市に置かれましても益々の保育の質の向上のために、処遇の向上は大きく取り上げていただきたい問題の一つです。両事業について堅持はもちろんのこと、法定福利費、法改正に伴う同一賃金同一労働への対応を考慮し、処遇向上に直接的に結びつく事を検討し、現行制度の更なる拡充を図ることによって、更なる処遇の拡充を図るよう検討してください。

- ・公私間の給与等の処遇格差を是正して下さい。

公立園で働く保育士には「公務員」として自治体の定めた給与表に沿った運営費が入る為、民間の保育士との間に大きな処遇格差が生まれています。元々の格差に加え、人事院勧告に伴う処遇減少も伴い、保育士不足が加速する昨今、公私間では様々な処遇面に大きな開きがある事を学生も心得ており、公立園の職員募集が民間の求人活動を切迫しています。また同一労働同一賃金やイコールフットィングといった議論が話題に挙がる中で、市が積極的に不平等な現状を改善していくことを望みます。そこで公私間の給与格差を是正するため名古屋市の「公私間格差是正制度（民間社会福祉施設運営費補助金）」などを参考に当市の補助制度の抜本的な検討が必要です。

・保育士確保に関する具体的・効果的な支援策を実行し、人員配置数の堅持並びに更なる改善、人手不足の改善をして下さい。

保育士不足の問題では、給与面での改善提案が挙げられる事が多いですが多くのデータが慢性的な人手不足から来る働き方の問題点を指摘しています。保育現場では業務量の多さから厳しい勤務体制や残業などを強いられるケースが多く、こうした処遇面の過酷さが、出産や育児、介護といった際の離職率を上げ、保育士不足を引き起こすという悪しき循環が続いています。重大事故を受けて、安心安全のためにも、プール監視者の配置や散歩時の見守りなどの業務量が増えていたので、それに対する人手の増員は保育士負担を減少し、保育の質的向上にもつながります。保育体制強化事業や社会福祉協議会による保育補助者雇上貸付金等の制度に加え、保育の補助として直接的に関わることのできる保育補助者雇上強化事業の導入、市の単独補助で1歳児4名の基準の維持並びに実態に即した手当の向上、2歳児5名の基準創設など、人員配置数を増やす事を要望します。また派遣会社や人材紹介に頼らず人材確保ができるよう、宿舍の借り上げ制度の人数の無制限及び対象職員の範囲の拡大、制度の恒久化への働きかけ等、市として保育士確保に関する効果的な支援策を講じて下さい。

・安全・安心な保育環境の充実を図るためにも保育業務の省力化を進めるための必要な措置を講じて下さい。

多忙な保育の業務量を減らす為、ICT化に関する補助事業を行って頂いているところではありますが、日々の保育に加え、保護者への対応や配慮が必要な子への対応、膨大な書類業務は依然として課題となっております。また、保護者の働き方も多様化が進み、幼児教育を行う共通の施設として私達保育園や幼稚園、こども園が一緒になって保護者への様々な支援を行っていく必要があり、対応が求められるようになりました。保育の質の低下を伴わずに業務が出来るよう、各種書類などの簡略化や保育現場へのサポート体制の構築、保護者の働き方に合わせた具体的な支援の実施など、必要な措置を講じて下さい。

・コロナ禍の影響により既存保育所の定員割れが加速しています。今後の少子化も鑑み、保育所の配置に対応するためにも乳児途中入所促進事業の復活や柔軟な運営体制の構築ができるよう検討を求めます。

コロナ禍の影響により、既存保育所の定員割れが加速しています。特に4月当初の3号認定こどもの減少は認可保育所の運営にとって大きな影響を与え、職員処遇の低下を招きます。近隣他市町村においては、乳児途中入所促進事業を柔軟に活用し、既存保育所のコロナ禍における対応を支えるセーフティネットの役割を果たしました。また、練馬区においては空いた保育室を1才児の1年保育として活用し、柔軟な対応をするなどの事例も見られます。さいたま市においても今後のことも鑑み、乳児途中入所促進事業の復活や他市の事例も参考に、1年保育の実施など柔軟な対応ができるよう検討して下さい。

## ■借地料に関する事項

- ・借地を利用した保育所の賃借料について、検討を進めて下さい。

市内の土地の賃借料の高騰により、園運営を行う施設の財政を圧迫し、結果として保育士処遇並びに保育の質の低下を招く一因にもなっております。特に昨今建築費高騰や、保育士の採用難も重なる中、近隣他市も施策に乗り出しております。例えば、他の政令市（例えば横浜市や川崎市）では独自に賃借料補助や無償提供を行うことなどを実施する自治体も増えてきております。こういった状況を踏まえ、他市の実態を調査し、それらに倣い市単独の補助の創設・検討を要望します。これらは市内だけの問題ではなく、都市部保育所整備の大きな課題の一つとして取り上げ、賃借料補助について国に向けた要望を提出することを検討して下さい。

## ■保育の質の向上に関する事項

- ・施設面積や保育士の人数等、さいたま市独自の基準を堅持し、更なる質の向上の検討を進めて下さい。

国で運営費や各種補助金の組み換えが行われている最中ですが、質の向上を目指した子ども子育て支援新制度の主旨を鑑み、さいたま市における単独の補助金を削る事や、最低基準の緩和等により、保育環境が劣化する事の無い様に要望します。さいたま市の1歳児における補助基準については堅持していただいておりますが、一方で近隣都市は東京の処遇改善にあわせて更なる施策を打ち始めています。また、基準緩和は子どもの生活空間を狭め、保育士一人当たりの子どもの人数が増えることになり、保育の質の面から見ると職員の余裕がなくなり、事故につながるような不安要素が増大することから、是非とも現状の基準の維持、向上に向けた検討を進めて下さい。

- ・看護師雇用について助成して下さい。

看護師配置について、さいたま市は0歳児9人以上で配置することとしておりますが、保育園の現状と子どもの健康管理問題・保護者対応は多義に渡り、保育士の専門領域を超えた問題に現場の負担が増えています。さいたま市の住環境の充実が進む中、働く場所が遠方であってもさいたま市に住みたいと考える市民ニーズの向上、併せて核家族化が進む中、体調不良を起こした子ども達がすぐに迎えに来ることができなくなる現状などにより、各保育園においても体調不良児に対しての様々な対応が求められるようになりました。加えて、障がい児保育や医療的ケアへの対応・検討を勧めることはもちろん、食物アレルギーのある子ども、内臓疾患など専門的知識を必要とする事例に適切に対応する体制を整えることなど、医療の知識を持った専門家の配置の必要性が増えています。また、医療的ケア児を受け入れる保育園の施設整備も増え、益々看護師のニーズは深まりを増すところです。これらを踏まえ国の体調不良児対応型の制度を利用する等、医療的ケアを受け入れる園においては看護師の更なる配置を、そうでない園においても看護師の配置が出来る体制作りを進めることを要望します。

正看護師担当職員として、1人雇用できる補助が必要です。

看護師①給与 1, 600円×8h=12, 800円×20日=256, 000円

1日8h×12ヶ月=3, 076, 000円

②賞与 4ヶ月=1, 024, 000円

③法定福利費 ①+②=4, 100, 000円×15%=615, 000円（概算）

① + ② + ③ =4, 715, 000円

・栄養士1人を常勤雇用し、アレルギー児への対応や、栄養・給食業務を充実させ、安心して安全な給食が子どもたちに提供できるよう、補助金を増額して下さい。

食物アレルギー児だけでなく、障害のある子ども、内臓疾患があり食事制限がある子ども、体調不良児等への配慮が必要であり、栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図るとされています。公定価格では、栄養士を活用して給食を実施する場合に栄養管理加算が設けられておりますが、十分な金額とは言えません。また、ここ数年、年々食材等が高騰し、園の負担も多くなっているのが現状です。子どもたちの健全な育ちに直接影響のある給食の内容を充実させるために、栄養管理担当職員として1人雇用できるだけの補助金の増額を要望します。

(ア) 栄養士 ①給与180,000円×12ヶ月 = 2,160,000円

②賞与180,000円×4ヶ月 = 720,000円

(イ) 食材の高騰、給食内容充実のため、1人1日あたり50円値上げする。

③定員100名として50円×100人×22日 = 110,000円/月

110,000×12ヶ月 = 1,320,000円/年

合計 ①+②+③=4,200,000円

・障がい児保育の受入が進むよう、事前の面談、入所後の加配認定方法の柔軟化、施設整備の促進など、補助の増額等について検討して下さい。

障がい児保育の制度においては、入所前に置いては、1:1加配の認定基準の緩和化、すでに入所している障がい児について1:1を認める制度作りを進めてください。幼稚園の制度には園独自で気になる子がいる場合に、園による判断で加配等による補助があります。また、加配1人あたりの単価は常勤保育士を採用するには十分ではなく、加配対応するにあたっては更なる処遇の向上が必要です。昨今障がいを持った子どもへの様々な環境の配慮はインクルーシブ保育の観点からも重要であり、同じ幼児教育を受ける施設として同一の処遇をたもつことができるよう、これらの格差を是正するためにも対応を要望します。

・学識経験者、専門知識や資格を持った方が協働的に保育を支援する体制づくりができるよう検討して下さい。

令和2年6月の「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」では、今後自治体に求められる主な施策として、「各現場・保育団体・保育士養成施設等との緊密な連携によるキャリアアップ研修などの機会の確保」、「地域における保育・幼児教育関係者のネットワーク構築と協議の場づくりの支援」、「現場の実践を支援する人材の育成・配置」が挙げられております。そこで、本市においても保育の質の向上に向けて、特に学識経験者や専門資格(臨床心理士等)、専門知識を持った方が保育に協働的に関わる体制づくりなど、こうした取り組みを促進するための基礎づくりに努めて下さい。

・研修事業に関する代替職員を確保する為の措置を講じて下さい。

各施設で質の向上に向けた研修体制の強化を目指していますが、日々多忙な業務量を抱え、更に人手不足の中で、研修体制の確保が進まないのが現状です。また、公定価格の基本分単価に研修の代替職員の配置が含まれておりますが、新たに創設されたキャリアアップによる研修制度も加味して、研修に対する必要性が拡大する中、まだまだ充分とは言えません。そこで、研修事業に関する代替職員を確保する為の補助を要望します。

・さいたま市私立保育園協会に関する研修補助費を増額して下さい。

急激な私立認可保育園の増加を受けて、さいたま市私立保育園協会の業務量が激増していますが、市からの補助費は以前から据え置かれています。私たちとしても来年度以降の処遇改善Ⅱの研修必須化を踏まえ、保育士等キャリアアップ研修を進めるなど、私立保育園の負担軽減に努めています。また、保育士確保に向けた取組も他団体とも協力し、質の向上を含めて事業の検討を進めています。新設園が増える中、量の増加に伴う質の改善に向けた研修事業の強化、各園へのサポート体制の強化、公益事業の推進など、業務の必要性が増している現状を鑑み対応できるよう協会への補助費の増額を要望します。

### ■保育行政に関する事項

・新たな制度創設や保育制度の改正など対しましては、施設へ分かりやすい丁寧な行政説明をして下さい。

子ども子育て支援法の施行で事務作業が変わり、質問への回答や記入例の提示等、各種対応をして頂いておりますが、手続きが滞りなく進むよう、より分かりやすく丁寧な説明を求めます。特に今回の幼児教育の無償化については開始後も様々な議論が起こることが予想されています。互いに手を取り合っ

てよりよい制度改正に向けた話し合いをお願いします。

・様々なニーズの変化に伴い、保育所の量的・質的变化が求められています。幼保連携型認定こども園・保育所が他認定こども園への移行を柔軟に検討できるよう検討を進めて下さい。

平成26年4月に内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室から「認定こども園への移行について」の事務連絡が出ておりますが、当市では基準を満たしているにも関わらず、こども園への移行を希望する保育園の認可、認定が未だ行われておりません。また、市内においては1号認定こどもの教育的ニーズに対する高まりを受け、市民ニーズも高まりつつあります。児童福祉施設からの認定こども園への移行は、養護と教育を軸とし運営をしてきた認可保育所の精神を踏まえ、幼稚園からの移行とは違う利用者ニーズをとらえることができ、さいたま市内の子育て支援の力を高めることにつながります。

事業者の意向を踏まえて、早急に認可保育所の幼保連携型認定こども園や保育所型認定こども園への移行が柔軟にできる体制づくりを進めて下さい。

### ■その他

・幼児教育の無償化に伴う副食費の徴収事務軽減策について、検討を進めて下さい。

幼児教育の無償化に伴い、副食費の徴収に対しての各園の事務負担が増大しています。具体的な徴収事務に対する軽減策について、対応を検討することを進めて下さい。